

公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第18号

公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学事務分掌規程（2019年4月規程第32号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(法人本部経営管理課)</p> <p>第4条 法人本部経営管理課総務係は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(39) 略</p> <p><u>(40) 毒劇物その他これに類する薬品に関すること。</u></p> <p><u>(41)～(43) 略</u></p> <p>(事務局教務学生課教務係)</p> <p>第7条 事務局教務学生課教務係は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(15)～(30) 略</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(40)～(42)</u></p> <p>_____</p> <p><u>(15) 毒劇物その他これに類する薬品に関すること。</u></p> <p><u>(16)～(31)</u></p>

附 則

この規程は、2021年10月1日から施行する。